福岡地方最低賃金審議会
第3回 福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

1　開 催 日 時 ： 令和2年9月30日
14:50～16:10

2　開 催 場 所 ： 福岡合同庁舎　本館8階　共用第9会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3　出　席　者 ： 公益代表委員　3 名
労働者代表委員　2 名
使用者代表委員　3 名

4　議　　　題 ： 福岡県百貨店,総合スーパー最低賃金の改定について

5　議 事 要 旨 ： 議題について

労働者側代表委員からは、
企業経営の苦しさは我々も十分に認識しているものの、福岡県の商品販売の売り上げはトップレベルにあり、全国4位であるが、こうした観点では、関東地区の商品販売における最低賃金額は総じて900円台であることから、それらと比べると、福岡の百貨店,総合スーパーの特定最賃賃金額は下回っていることとなる
もともと福岡の地方最低賃金額が低いのであって、それをカバーしているのが百貨店,総合スーパーの特定最低賃金であると考えており、優秀な人材を確保するためにも、900円の大台に乗せるべく、11円の引上げを求めたい
との主張であった。
使用者側代表委員からは、
ほぼすべての百貨店では、今期の見通しが売り上げ対前年20～30%のマイナスとなる見込みであって、黒字回復はとても無理な状況にある
現下、雇用調整助成金を受給しながら、雇用を守っているのが精一杯であり、今期の最終時期では赤字決算も確実であるから、百貨店，総合スーパー特定最低賃金の改定は必要ない
との主張であった。
依然として労使の主張には差があり、膠着状態が続いたため、部会長判断により、審議会終了後、労使間のみで任意協議することを求めたところ、それに労使が応じることとなった。
よって、次回専門部会においては、労使が応じた労使任意協議の結果等を踏まえて、全会一致での結審を目指すこととなった。